

平成29年度事業計画

平成29年度は、警察、関係行政機関及び暴力団排除組織・団体等と連携し、県民一体となった暴力団排除活動を展開して、暴力のない安全で住みよい茨城県の実現に向け、次の事業活動を推進する。

1 広報啓発事業

(1) 広報啓発

暴迫センターのホームページ、ラジオスポット放送、行政機関の発行する広報紙等への掲載、公設広告塔への掲載等、各種広報媒体を活用するとともに、暴迫センターの機関誌「暴迫茨城」の発行をはじめ、各種団体等が主催するキャンペーン活動に積極的に参加し、不当要求行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための情報発信を行う。

(2) 視聴覚教材の貸出

暴力団等による暴力的要求行為の業種別特徴とその対応要領や、個人に向けた不当要求行為への対応要領等を紹介したビデオ・DVDを取り揃え企業、行政機関、暴力団排除活動団体等の要請に応じて無償で貸出を行う。

(3) 暴力追放県民大会の開催

毎回多くの県民が参加する暴力追放県民大会には、県警察による暴力団等による不当要求の手口とその対応要領の実演や暴力団排除活動に見識のある弁護士、各界著名人等による特別講演等のプログラムで実施する。

2 相談・助言事業

(1) 暴力団員による不当な行為の被害者等からの相談

暴力団員等による不当な行為全般に関する相談に応じ、問題解決のための助言・指導を行う。

(2) 暴力団事務所付近住民等からの相談

暴力団事務所の使用により、付近住民等の生活の平穏又は業務の平穏が害されることを防止するための住民等による暴力団排除活動の支援事業を

行う。

(3) 少年からの相談

暴力団員の影響を受け、又は受けるおそれのある少年・保護者等からの相談の受理及び生活指導・助言等を行う。

(4) 暴力団離脱希望者からの相談

暴力団離脱希望者からの相談受理及び暴力団離脱のノウハウの教示、就労の相談・雇用企業の確保並びに社会復帰のための助言等を行う。

(5) 研修会への講師の派遣

行政機関をはじめ、地域・職域における暴力団員による不当な行為の防止のために結成された組織及び不当要求情報管理機関等の研修会へ講師を派遣し、不当な要求行為による被害を防止するための具体的な対応要領を助言・指導する。派遣にあたっては、常勤の暴力追放相談委員を講師として無料で派遣し、必要により警察等関係機関と連携しながら対応する。

3 助成・貸付事業

(1) 被害者見舞金

茨城県内で発生した暴力団員による不当な行為の人的被害及び物的被害に関して、被害の程度に応じて10万円を限度として見舞金を支給する。

(2) 民事訴訟費用貸付

暴力団員の不当な行為による被害に関する民事訴訟、暴力団排除対策上必要と認められる民事訴訟及び財産的被害修復の費用について、100万円を限度として無利子の貸付けを行う。

(3) 暴力団追放活動支援金

地域・職域の暴力団追放運動組織の活動に要する経費について、10万円を限度として支援金の支給を行う。

(4) 離脱者雇用給付金

暴力団離脱者を雇用した事業者に対して、5万円を限度として雇用給付金を支給する。

4 講習・研修事業

(1) 責任者講習

茨城県公安委員会からの委託を受けて、各事業所、官公庁等から選任された不当要求防止責任者に対し、県下各地で講習会を実施する。

受講者の地域、職域別に対応する講習内容に努め、アンケート結果や県警察からの情報提供を踏まえ、最新の暴力団情勢に沿った講習を実施する。

(2) 少年指導委員に対する研修

少年に対する暴力団の勧誘や加入強要等の不当な行為の予防活動に必要な知識を養うため、最新の暴力団情勢、少年に対する暴力団の影響の実態、不当な行為の対応要領等についての研修を実施する。

5 調査・資料収集事業

暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報啓発並びに地域・職域における暴力団員による不当な行為の防止活動が効果的に実施されるために必要な調査、資料収集を行う。

調査・資料収集にあたっては、全国暴力追放運動推進センター、弁護士会等が主催する研修会への参加、県警察との情報交換、暴力団員による不当な行為に関するアンケート等により、最新の暴力団情勢の調査、資料収集を行い、その内容を事業に反映させる。